

関係各位

## 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」および 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の内容変更について

ケアパートナー株式会社（本社：東京都品川区 代表取締役社長：白井孝和）は、『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』（以下：女性活躍推進法）および『次世代育成支援対策推進法』に基づき策定した「一般事業主行動計画」の内容を、一部変更したことをお知らせいたします。

### 1. 『女性活躍推進法』とは

我が国は急速な人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念されております。その中で国民のニーズの多様化やグローバル化に対応するために、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保することが不可欠となっており、女性の活躍の推進が重要と考えられています。

このような状況を踏まえ、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国・地方公共団体・民間事業主（一般事業主）の各主体の女性活躍推進に関する責務等を定めた法律となります。

### 2. 『次世代育成支援対策推進法』とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることを目的とした法律です。この法律に基づき、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって次世代育成支援対策を進めていきます。

### 3. 一般事業主行動計画とは

上記法律に基づき、多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって「計画期間」「目標」「目標達成のための対策及び実施時期」を定めたものです。

### 4. 一般事業主行動計画内容

1) 計画期間 平成30年4月1日～令和2年3月31日までの2年間

2) 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性社員・・・取得率を80%以上にすること

〈具体的取組〉

i) 社内報による取得促進

（育児休業中社員のインタビュー掲載、男性の育児休業取得のメリット紹介 等）

目標2：一人ひとりが自分自身の生活を大切に出来る労働環境を整備する。

〈具体的取組〉

i) 残業時間削減施策の実施

ii) 年次有給休暇の取得促進施策の実施

### 5. 変更について

計画期間を5年から2年に短縮し、目標2の〈具体的取組〉を、より優先度の高い目標に変更致しました。なお、変更前の目標も導入に向け取組む予定です。

以上